

本規程ノ諸規定ハ本共和國ノ政治憲法ニ從ヒ仲裁裁判ニ附議シ得ザル事項又ハ問題ニ關スル一切ノ紛争又ハ紛議ニ適用スルコトナシ
又本規程ノ諸規定ハ右日附ノ以前ニ起リタル紛争又ハ國民ニ對シ爲サレタル金錢上ノ要求ニ適用スルコトナシ更ニ第三十六條ハ此ノ形式ニ依ル仲裁裁判ヲ受諾スル國ニ對シテノミ「サルヴァドル」國ヲ拘束スルモノト了解セラル

(昭和五年九月十二日附國際聯盟事務總長通牒)
昭和五年十月十一日
外務大臣 男爵 幣原喜重郎

告知

○大連駐在芬國名譽副領事證認 今般「ポール、パンシング」(Paul Panhng) 大連駐在「フィンランド」國名譽副領事ニ任命セラレタルニ付九月二十九日附ヲ以テ其ノ職務執行ニ關スル證認狀下付アリタリ
○資金前渡官吏責任解除 昭和三年度本省所管前渡資金出納事務ニ關シ昭和五年十月四日附ヲ以テ左記ノ通夫々認可狀ノ下付アリタリ

證明廳 管理 期 官氏名
在漢口總領事館 自昭和三年四月十七日 總領事 來栖 三郎
自昭和四年一月十八日 副領事 山路 章
同 自昭和四年三月三十一日 副領事 山路 章

○物品會計官吏責任解除 昭和四年度本省所管物品會計ニ關シ昭和五年十月十日左記ノ通夫々認可狀ノ下付アリタリ

宮廷記事

證明廳 管理 期 官氏名
在オランダ公使館 自昭和四年四月十五日 公使館一等書記官 富井 周
自昭和四年四月十六日 同 岩手 嘉雄
同 自昭和四年三月二十六日 同 岩手 嘉雄
在巴里國際聯盟事務總長會海軍代表事務所 自昭和四年四月十一日 海軍中佐 三川 軍一
自昭和五年二月十二日 海軍少佐 富岡 定俊
同 自昭和五年三月十三日 同 同 同
○歳入歳出外現金出納官吏責任解除 昭和四年度本省所管歳入歳出外現金出納事務ニ關シ昭和五年十月十日左記ノ通夫々認可狀ノ下付アリタリ

證明廳 管理 期 官氏名
在濟南總領事館 自昭和四年四月二十日 領事 西田 暁一
自昭和四年六月二十二日 同 藤村 俊房
同 自昭和四年九月九日 同 同 同
自昭和五年三月三十一日 總領事 西田 暁一

○謁見 本邦駐劄英國特命全權大使「サー、ジョン、アントニー、セシル、テイラー」今般歸國ニ付御暇乞ノタメ十月七日午前十一時夫人娘同伴 皇太后陛下ニ謁見仰付ケラレタリ
本邦駐劄伊國特命全權大使「ジョヴァンニ、チエザレ、マヨニ」並ニ「ボルトガール」國特命全權公使「ジュネチノ、デ、モンタルグアン」先般信任狀捧呈濟ニ付敬意ヲ表スルタメ十月八日午前十一時 皇太后陛下ニ謁見仰付ケラレタリ
○御親電並御祝電 十月四日伊國皇帝陛下ヨリ 天皇陛下

○同國「ジョヴァンナ」内親王殿下ノ結婚成約ヲ報セララルル御親電ヲ寄セラレ同六日 天皇陛下ハ之ニ對シ御祝電御發送アラセラレタリ

○御禮電並御答電 宣仁親王同妃兩殿下「ポーランド」國ニ於テ厚遇ヲ享ケサレ且ツ大統領閣下ヨリ同親王殿下ニ白鷺大綬章ヲ贈與セラレタルニ付十月九日 天皇陛下ヨリ同大統領閣下ニ御禮電御發送セラレ同十一日御答電アリタリ

○御祝電並御答電 十月十日支那國國際日ニ付 天皇陛下ヨリ同國民政府首席閣下ニ御祝電御發送アラセラレ同十五日御答電アリタリ

○御見舞電並御答電 英國R一〇一號航空船遭難ニ付十月七日 天皇陛下ヨリ同國皇帝陛下ニ御見舞電報御發送アラセラレ同八日御答電アリタリ

○幣帛下賜 大使館參事官森田寬藏卒去ニ付九月二十九日幣帛ヲ下賜セラレタリ

出張及留學

本省以外ノ官吏等ニシテ海外へ出張又ハ留學ヲ命セラレタル者左ノ如シ(括弧内ノ數字ハ發令ノ月日ヲ示ス)
内務省
松尾 仁(内務技師) 歐洲各國へ出張(一〇、一)
陸軍省
中西 貞喜(陸軍重砲兵學校教官兼同校研究部員下志津陸軍飛行學校教官陸軍砲兵大尉) 軍事研究トシテ英國駐在(九、三〇)

小松 光彦(陸軍兵器本會附屬陸軍省軍務局課員陸軍歩兵大尉) 軍事研究トシテ獨國駐在(同)
有馬 徹(陸軍造兵廠名古屋工) 同上(同)
平井 正民(東京第一師團成病院附屬陸軍省軍醫學校部員憲兵練習所教官陸軍一等軍醫) 醫學研究トシテ獨國駐在(同)
文部省
古屋 芳雄(千葉醫科大學助教授) 支那へ出張(一〇、一)
岡本 修助(公立大學豫科教授) 歐米各國へ出張(一〇、二)
丸山 丈作(公立高等女學校校長) 支那へ出張(同)
伊藤 清一(同) 同上(同)
橋元半次郎(同) 同上(同)
關口 正助(同) 同上(同)
西村 恒雄(同) 同上(同)
木村喜一郎(公立實業專門學校教授) 歐米各國へ出張(一〇、四)
大谷佐重郎(京都帝國大學助教授) 香港、海峽殖民地、佛領印度支那、「シヤム」へ出張(一〇、七)
宮城音五郎(東北帝國大學教授) 歐米各國へ出張(一〇、九)
三浦 周行(京都帝國大學教授) 支那へ出張(一〇、一三)
妹尾 盛親(公立高等女學校校長) 同上(同)
商工省
安本 重治(地方商工主事) 支那へ出張(一〇、一〇)